別記様式 (第5条関係)

年　　月　　日

下水道使用料返還金支払通知書

　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　　　　　印

　下記のとおり返還金を支払いたしますので、出雲市浄化槽施設下水道使用料に係る返還金取扱要綱第5条の規定により通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 下水道使用者 | | 住　所 |  | | | | |
| 氏　名 |  | | | | |
| 返還金の内訳 | 期別 | 下　水　道　使　用　料 | | | | 還付加算金  相当額 | 過納の事由 |
| 既納付額 | | 更正(正当)額 | 差引過納額 |
|  | 円 | | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
| 計 |  | |  |  |  |

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して

３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

⑴　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。